

今こそ変えるぞ！ 再審法

第8回 九州の2事件の動きに期待！—飯塚事件 菊池事件—

再審法改正実現本部 副本部長 古本 晴英 (50 期)

飯塚事件と菊池事件は、えん罪でありながら、死刑の執行で生命が奪われたという究極の人権侵害が起こった恐れのある事件である。ところが、再審請求審の動向は地元九州以外では大きく取り上げられていない。再審法改正の是非を考える上でも、死刑執行事件の再審という大問題を避けて通ることはできない。

1 飯塚事件

飯塚事件は、1992年に福岡県飯塚市で児童2人が暴行のうえ殺害された事件である。2年後に逮捕されたKさんは一貫して無罪を主張していたが、2006年に死刑が確定した。そして、2008年、確定からわずか2年で死刑が執行された。

有罪の決め手となった証拠は、当時、採用されて間もないDNA鑑定であった。ところが、この鑑定は、後に誤りが明らかとなった足利事件と同じ手法で、時期も科警研の実施メンバーもほぼ同じであった。

2009年に行われた第1次再審請求では、鑑定書に添付された写真の改ざんも明らかとなり、犯人とKさんのDNA型が一致したと認めることはできないとしながら、再審開始を認めなかった。

第2次再審請求では、事件当日に児童らを見たとする供述調書を作成した証人が「目撃したのは事件当日のことではない」と証言した。また、別の証人は、2人の児童を乗せたと思われる車や運転手の特徴はKさんとは別だと証言した。ところが、2024年6月、福岡地裁は、これらの証言の信用性を認めず請求を棄却した。弁護団は「決定文は人間が書いた文章ではない」と厳しく批判し、即時抗告を申し立てた。

法廷外に目を遣ると、西日本新聞は、「DNA一致」とスクープ記事を掲載したKさん逮捕当時の報道内容の検証など、2年間にわたって事件の調査報道を続けた。また、NHKがドキュメンタリーとして取り上げ、昨年、映画『正義の行方』として公開されている。当会も今年6月、本映画の上映会とシンポジウムを開催した。福岡高裁の判断が注目される。

2 菊池事件

菊池事件は、ハンセン病患者であったFさんが、村職員を刃物で殺害したなどの罪で1954年に死刑判決が確定したもので、1957年以来、繰り返し再審請求がなされていた。ところが、3度目の請求が棄却された翌日の1962年9月14日に死刑が執行されてしまった。

菊池事件は多数の問題が折り重なり現在に至っている。中でも特筆すべきは、第1審の公判が公開原則に反して閉鎖された施設の「特別法廷」で行われ、訴訟関係人は全て予防衣を着る、箸で証拠物を扱うなどの異様な審理がなされたことである。これについては、2016年になって最高裁が調査報告書を公表し、談話の中で謝罪をしている。また、2020年には、熊本地裁における国賠請求事件で、請求自体は棄却しながら、審理が憲法違反であることを認める判決も出されている。

このような活動が続ける中、差別を恐れて躊躇していた遺族が請求人になり、改めて再審請求が行われた。昨年そして今年と、法医学者、供述心理学の専門家の尋問等が行われ、来年1月末頃に決定が出される予定である。

当会は、2023年に引き続き、今年も菊池事件を夏期合研の分科会で取り上げた。再審開始決定に向け、今後も広く事件の悲惨さ、不当性を訴えていきたい。